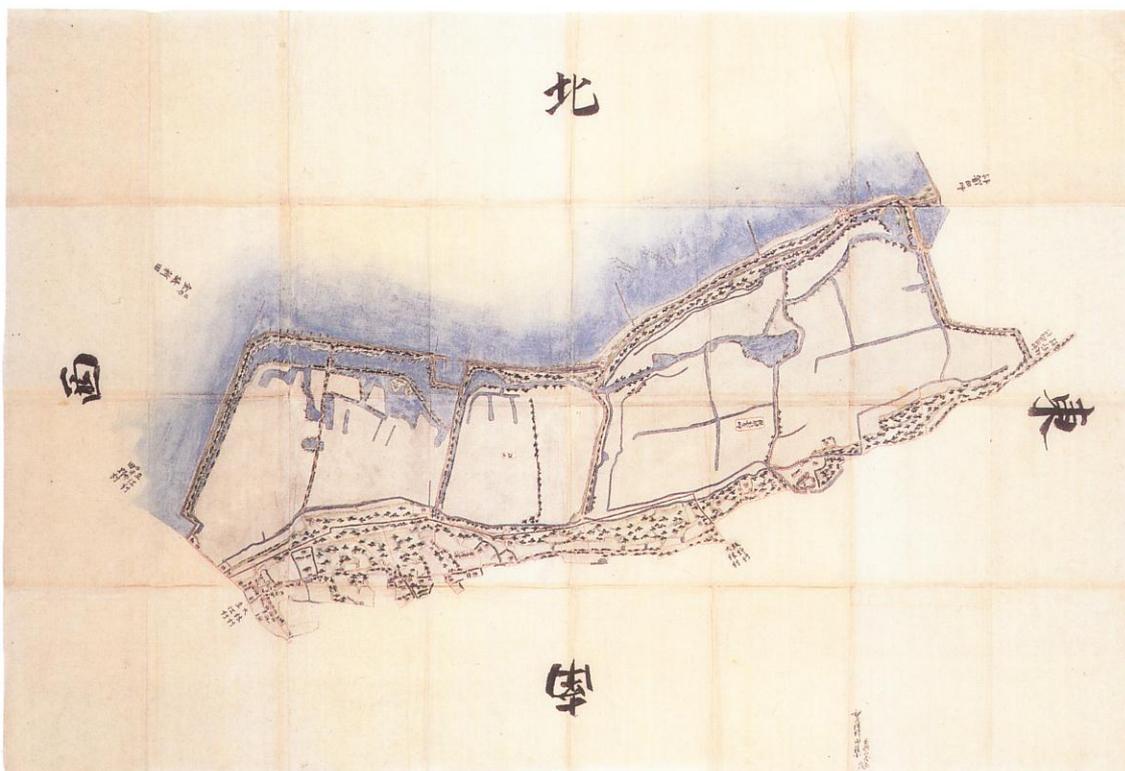


文書館だより

第23号

徳島県立文書館



和田津新田絵図
栗本家文書
(文化文政期)
1020×1480 (mm)

和田津新田(現小松島市)の新田名主であった栗本家に残された分間図。絵図には「岡崎三蔵殿改」という記述があり、徳島藩の測量方岡崎三蔵の手による絵図の原本もしくは写しである。新田がほぼ完成したときに作られた図で、北の堤防により囲われた地域が耕地になっている様子がわかる。

目次

資料を残すことの意味 2
 個人による記録史料の保存と公開 3
 シンポジウム「市町村合併と文書資料保存問題を考える」の開催 4
 市町村公文書 保存への流れ 5
 古文書の世界 つくられていく村の習俗や因習 6

文書館のあゆみ(平成16年1月~6月) 7
 文書館の新たな試み 7
 各種講座・講演のご案内 8
 文書館の利用案内 8

特別企画展「阿波人形浄瑠璃」

平成16年7月21日(水)~10月31日(日)
 人形浄瑠璃は、江戸時代から昭和初期まで、庶民生活と密着した芸術・文化でした。全国に誇りうる阿波人形浄瑠璃の歴史に文書史料を中心にスポットをあてます。

歴史講演会「阿波人形浄瑠璃物語」

伝統芸能である阿波人形浄瑠璃の歴史から数々のエピソードをお話ししていただきます。

講師 大和武生(四国大学教授)

とき 平成16年10月3日(日)

午後2時~4時

ところ 徳島県立

二十一世紀館イベントホール

第28回企画展「史料に見る徳島の災害」

平成16年11月2日(火)

~平成17年1月30日(日)

地震や台風などの災害はいつどのような形で襲ってきたのでしょうか。公文書・古文書・写真などから、徳島に起きた災害を追ってみます。

第29回企画展「幕末の儒者 新居水竹」

平成17年2月1日(火)~4月24日(日)

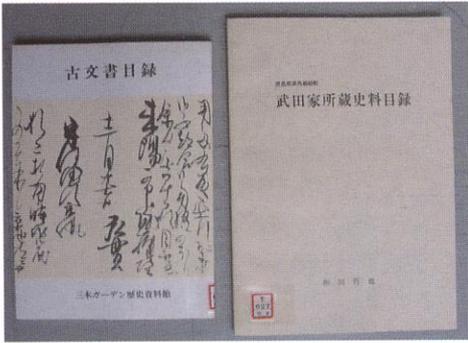
庚午事変の思想的リーダーとして処刑された徳島藩の藩儒新居水竹の姿を、史料から追及します。

個人による記録史料の保存と公開

名倉佳之

私たちの町や村には、過去から現在に至る様々なジャンルの歴史文化遺産・記録史料があります。こうした記録史料を私たちの共有の文化遺産として収集・保存し、人々の様々な創造活動に活かしていくために、公開・活用をしていく責務があります。県立文書館は、このような理念に基づいて設立されました。現在ではさらに、自治体などによる博物館・図書館・資料館・公民館など、設立の輪が着実に広がってきています。また、個人による記録史料の保存・公開が行われている場合もあります。

ところで記録史料は、自然の劣化や戦争・災害・不測の事態などにより、散逸したり消滅してゆきます。かつて



「武田家所蔵史料目録」(右)と三木ガーデン歴史資料館の「古文書目録」(左)

の文部省史料館(現、国立国文学研究資料館史料館)は、第二次世界大戦後の経済的混乱のなかで、売りに出された地主や大名家の古文書・古記録を、全国の古本屋や古紙回収者に手を回して約五〇万点ほど収集したそうです。現在はそれらを整理・公開していますが、収集は行っていないようです。というのは、古文書などの史料は、それが作られ保存されてきた地域にあつてこそ生きる、という現地保存の考え方が変わってきたようです。この場合保存と公開を、個人の熱意だけにたよることなく、公的支援はもとより、人々の協力が不可欠だと思われれます。

ここでは、記録史料の重要性に着目して、個人的に収集・保存・公開をされている二つの事例をご紹介します。

① 脇町・猪尻の武田誠夫家

武田家は徳島藩の筆頭家老・稲田家の家臣であり、三代にわたって明治初年まで私塾・「神全塾」を開業して関口流剣術や儒学、さらには童蒙の教導に尽力しました。従つてその所蔵史料には、稲田家の知行地における家臣の生活やその支配の実態を伝えるもの、さらには塾則をはじめ、私塾における文武両道の教育活動の実態や、交流のあった文人の書画など史料価値の高

いものが多く含まれており、現当主の熱意で、現地での保存と公開がなされています。

② 北島町・中村の三木安平家

昭和一八年四月鳥取高農(現鳥取大学農学部)に入学、在学中に学徒動員で軍隊に入隊、二〇年に復員。造園業を営む傍ら、古文書や歴史関係資料の魅力にとりつかれて、古物商を通して

庄屋文書や襖の下張りを購入、自ら記録史料を発掘し、封筒に分類保管した。空襲で焼失したと言われていた上村源之丞座の衣装や小道具が見つかった時は、散逸を恐れて即座に購入した。また、山積した資料を保管するため平成五年には「三木ガーデン歴史資料館」を開館し、無料で公開しています。(文化推進員)

文化の森「あわ文化」発信事業

『阿波人形浄瑠璃に親しむ』の開催

県立文書館では、平成一六年七月二一日(水)～一〇月三一日(日)まで、特別企画展「阿波人形浄瑠璃」を開催しておりますが、その関連企画として八月一日(日)の午後二時から県立二十一世紀館イベントホールを会場として、文化の森「あわ文化」発信事業



人形浄瑠璃

業『阿波人形浄瑠璃に親しむ』(二十一世紀館と共催)を開催しました。第一部のワークショップでは、ご来場のみなさんが出演者の名月座・徳島文理大学人形浄瑠璃部のみなさん、三味線の竹本友和嘉さん、太夫の鈴江千歳さんの指導で、太夫の語りや人形の操作に挑戦。その後、第二部では人形浄瑠璃芝居「傾城阿波の鳴門 順礼歌の段」を楽しんでいただきました。

当日は前日からの豪雨にもかかわらず、文化の森で開催されていた全国高等学校総合文化祭美術工芸部門に参加していた高校生のみなさんをはじめ、二〇〇名近い方が来場していただきました。ご来場の皆様・出演者・主催者ともに大満足の催しだったのではないのでしょうか。

資料を残すことの意味

徳野 隆

徳島県立文書館で公開・閲覧に供している徳島県の公文書の中に、戦後数年の間に作成された『起債に関する書類』『起債許可書』という一連の資料群があります。この資料群は、平成一六年二月三日から四月二十五日まで当館で開催いたしました第二七回資料紹介展「戦後徳島の出発—公文書から見た戦後—」でも展示いたしましたのでご覧になられた方も多いかと思えます。戦後、財政能力を失った県内の市町村が、地方債発行の許可を県知事に求めた『起債稟請理由書』などを綴ったものです。そこに挙げられている隔離病棟増改築費・戦災復旧学校費・戦災復旧水道費・戦災復旧運輸費・火葬場増設設備費・戦争浮浪児等の青少年不良化救護施設費などの項目を見ただけでも、戦後の徳島が直面した様々な問題点が浮き彫りにされてきます。

これらの資料に目を通す中で、我々文書館職員の上に焼き付いて離れなくなつたのが、昭和二十二年四月二十六日付で那賀郡椿町（現、阿南市）から提出された『起債稟請理由書概要』の中の「那賀郡椿町伊島国民学校々舎ハ昭和二十年七月三十日敵機来襲爆弾投下二四校舎ノ約半分（三教室）ヲ破壊ト



不祝儀用の熨斗紙が利用された公文書

紙の裏側に記されているというものは、さすがに珍しいといえます。逆に言えば、物資が不足していたという当時の状況を、この中野島村から提出された予算書の用紙は、物資が極端に不足していた当時の状況をどんな言葉で説明するよりも雄弁に物語っていると言えるでしょう。資料を翻刻しておけば、そこに盛り込まれた情報を後世に伝えることはできます。しかし、実物を残しておかなければ伝えられないことがあります。『起債に関する書類』『起債許可書』の劣悪な用紙は、そのことを教えてくれます。

学校にまで戦禍が及んだという事実は永久に歴史の闇の中に消えてしまうことになりまます。一つの原資料の大切さを思い知らされた瞬間でした。

この『起債許可書』の中でもうひとつ目を引いたのが、那賀郡中野島村（現、阿南市）から提出された起債許可稟請書に付けられた昭和二十一年度の予算書です。その内容もさることながら、この書類が不祝儀用の熨斗紙の裏側が利用されている点です。確かに、

極端に物資が不足していた戦時中や戦争直後の公文書類の大半には劣悪な再生紙が使用されており、使用済みの書類の裏側が利用されている例も珍しくありません。しかし、市町村から県に提出された公式の文書が不祝儀用熨斗紙の裏側に記されているというものは、さすがに珍しいといえます。逆に言えば、物資が不足していたという当時の状況を、この中野島村から提出された予算書の用紙は、物資が極端に不足していた当時の状況をどんな言葉で説明するよりも雄弁に物語っていると言えるでしょう。資料を翻刻しておけば、そこに盛り込まれた情報を後世に伝えることはできます。しかし、実物を残しておかなければ伝えられないことがあります。『起債に関する書類』『起債許可書』の劣悪な用紙は、そのことを教えてくれます。

また、この時期の報告書類には英語の注記（例えば、統計資料の小計に serial とふってあるような）がはいっているものが少なくありません。これなども、占領下の当時の世相をよくあらわしています。

このようにひとつの資料を残しておくだけで、数え切れないほどの情報を我々は汲み取ることが出来ます。

徳島県立文書館では、保存年限を過ぎて廃棄された県の公文書のうち、歴史的文化的価値を有すると認められる資料を収集しており、その数は簿冊数で一六、三四九冊（平成一五年度末現在）に上ります。そこに綴じ込まれた資料の一点一点が、徳島県の歴史の一齣を語ってくれる。生き証人である我々は考えています。

みなさんの地元の市町村役場・公民館・学校等の倉庫の隅に、このような“生き証人”が誰にも知られないまま眠ってはいいのでしょうか。現在、市町村合併や学校の統廃合、校舎の新築などが押し進められています。そのような機会に、保存されている古い書類などに目を通して見てはいかがでしょうか。そこには、その地域や組織体の大切な記憶が詰まった歴史資料Ⅱ、歴史の宝箱“がきつ”と見つかるはずですよ。徳島県立文書館では、そのような歴史資料の整理や保存の方法についてのご相談に乗らせていただきますので、ご遠慮なくご一報ください。

合併市町村の公文書保存

ステップ1

簡単に捨てないで

現代は地方の時代です。その地域にとってこれから重要となる文書が含まれているかも知れません。その地域が輝く種をむざむざ捨ててしまうのですか？

ステップ2

倉庫を確保しよう

学校の空き教室・合併で不要となる施設や部屋で文書の倉庫を確保しよう。文書を残してさえおけば後でどうとでもなります。十分な倉庫が確保できれば、合併の忙しい時期に文書を分類・廃棄の作業をする必要がなくなります。その後ゆっくりと文書館等に相談をして、文書の分類・廃棄が図れます。

ステップ3

書庫の整理にかかろう

決裁文書以外の文書を選別廃棄しよう。刊行物（印刷された本のようなもの。）印刷物（パンフレット・ポスター・チラシ・地図など）は最低3部残しておこう。（できれば作成された日付を書き込んでおこう。）



ステップ4

※どうしても分類廃棄が必要な場合 決裁文書を三つに分けよう。

- ①昭和40年以前の文書
40年以上経過した歴史的な文書なので、無条件に保存しよう。
- ②昭和40年以後の現用公文書
現在使用している文書は、きちんと次の担当部署に引き継ごう。
- ③昭和40年以後の非現用文書
保存するものと廃棄するものに分けよう。

ステップ5

保存する文書と廃棄する文書に分けよう。 昭和40年以後の非現用文書のうち保存する文書の基準

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 1 規則例規に関するもの | 5 市町村の財産に関するもの |
| 2 市町村の重要な施策 | 6 住民からの請願・要望に関するもの |
| 3 重大な災害に関するもの | 7 予算・決算及び監査に関するもの |
| 4 市町村の配置分合に関するもの
(今回の合併を含めて) | 8 市町村内の統計に関するもの |
| | 9 市町村内の人事に関するもの |

の水分を固定するために文字等のにじみを防げること、カビや虫害を防げること、一度に大量の処理が可能なこと、資料の固着なども防げることなどの利点があります。ただ、真空凍結乾燥機は県内でも徳島県立博物館などのごく限られた施設にしか設置されていないという問題点があります。そこで大量の水損資料が発生した場合の対策としては、資料が濡れている間に冷凍庫などでマイナス二五度以下（可能ならばマイナス四〇度以下）で凍結し、きちんとした処理が可能になるまでそのまま保存しておくという方法が考えられます。ただ、この場合もいざという時に冷凍庫を提供してもらえない機関や業者をあらかじめ確保しておく必要があります。

これは徳島県立文書館の自戒を込めてのことですが、歴史資料を保管する機関や個人は、何らかの災害に遭遇した場合を想定してのリスク・マネジメントや資料救援のためのネットワークの構築に、これまで以上に心懸けなければならぬのではないのでしょうか。

最後になりましたが、建造物を修復や解体する時に思ってもみなかった資料が発見されることがあります。徳島県立文書館でお手伝いできることがございましたら、ご一報いただければ幸いです。

シンポジウム 「市町村合併と文書資料保存問題を考える」の開催

現在、平成一七年三月の「合併特例法」の期限切れに向けて、日本全国で市町村合併が怒濤のような勢いで押し進められています。かつての「昭和の大合併」の時には庁舎の移転などの過程で、市町村役場などに保管されていた多くの貴重な公文書や歴史資料が廃棄されてしまったといわれています。今回の「平成の大合併」では、そのような資料の散逸を防ごうという取り組みが、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）や歴史研究者の団体によってなされています。

徳島県立文書館では、毎年県や市町村の文書担当職員を対象として開催している公文書保存・管理講座において



白熱するパネルディスカッション

資料保存の大切さを訴えてきました。

また、昨年度は市町村の公文書の保存を求める要請文を各市町村に送付しました。このような動きと並行して今年度は、市町村の資料保存の重要性を県民のみなさんに訴え、草の根レベルで資料保存運動を盛り上げていくための活動に取り組むことにしました。その口火を切る意味を込め開催したのが、ここで紹介するシンポジウム「市町村合併問題と文書資料保存問題を考える」未来に伝えよう 地域の歴史を」です。

【日時】平成一六年七月四日(日)

午後一時三〇分～四時三〇分

【会場】徳島県立文書館講座室

【日程】一三時三〇分～一三時四〇分

開会挨拶・趣旨説明

一三時四五分～一四時四五分

基調講演

「鳥取県における資料保存の

取り組みについて」

清水太郎氏（鳥取県立公文

書館専門員）

一四時五五分～一五時四〇分

問題提起

大岩義雄氏（池田町文化財

保護審議委員）

桑原 恵氏（徳島大学総合

科学部教授）

稲飯幸生氏（神山町史編纂

委員）

一五時四〇分～一六時三〇分

パネルディスカッション

コーディネーター・徳野隆

（徳島県立文書館）

一六時三〇分 閉会

市町村資料の保存活動に都道府県として最も熱心に取り組んでいるのは鳥取県です。その直接の担当者である清水氏からは、鳥取県が市町村資料の保存に取り組むようになった経緯、各市町村を廻って見えてくる問題点など、非常に興味深いお話をいただきました。県内の三人の問題提起者からは、資料保存活動の実践報告やその活用例、さらに資料を残すことの大切さなどについてのお話がありました。その後、基調講演者・問題提起者に聴衆のみなさんも交えた活発な意見交換が行われました。

シンポジウムは大盛会のうちに終わりましたが、これはあくまでも出発点であると我々は考えています。これから本格的にはじまる市町村合併（そして学校の統廃合や校舎の改築なども含めて）の中で、実際にどのような資料保存の取り組みを行えるか。さらに、自治体史の編纂や、歴史資料館や文書館の建設による地域興しなど保存した資料を活用する方法を模索する、などの取り組みを行っていく必要があると、我々は考えています。

災害から資料を守る

今夏、本県の上那賀町・木沢村をはじめとして、日本各地を大変な水害が襲いました。罹災された皆様には謹んでお見舞い申し上げます。また、昼夜を問わず復旧作業にあたられておられる皆様に敬意を表します。

さて、このような大災害は各地で保管されている古文書や公文書などの歴史資料にとっても大変な危機をもたらします。そこで今回は水害や火災による消火活動の結果大量に発生する「水損資料」対策について少しお話をさせていただきます。

ご承知のように、水を含んだ紙資料は膨張し裂けやすくなり、筆記具（墨やインキなど）の文字がにじんでしまいます。また、乾燥するにもなつてカビの発生や紙の固着・変色などが発生します。対処法として、以前は一枚ずつ和紙や吸い取り紙をあてる「自然吸水乾燥法」が主流でしたが、最近注目されている対処法に「真空凍結乾燥法」があります。

この方法は、水は真空下では液体として存在できず、固体（氷）が気体（水蒸気）にしかたないという性質を利用したもので、資料を凍結後、真空状態にした際に出てくる水蒸気を取り除いて乾燥させます。この方法ですと従来の「自然吸水乾燥法」に比べて、冷凍によって資料内

文書館のあゆみ (平成16年1月～6月)

- 1月5日 文書館職員人権問題研修会
- 10日 古文書を読む会監査
- 17日 第4回歴史講座 佐藤正志氏「戦前期の農村と都市」
——徳島県農会の農産物市場競争奮闘をめぐって——
- 18日 企画展展示解説
- 21日 平成15年度公文書館実務担当者研究協議会 (23日 国立公文書館)
- 24日 古文書を読む会総会・講演会
- 30日 第2回県教委事務局職員等人権問題研修会 (県庁)
- 2月3日 第27回資料紹介展「戦後徳島の出版——公文書から見た戦後——」(4月25日)
- 13日 第3回全国歴史史料保存利用機関連絡協議会役員会 (京都府立総合資料館)
- 17日 資料調査 (藍住町監の館)
- 21日 第5回歴史講座 板東英雄氏「四国におけるキリシタン・類族の取り扱い」
——徳島・讃岐・宇和島の各藩を題材として——
- 25日 資料撮影
- 26日 資料収集 (県立保育専門学校 27日・3月5日)
- 27日 資料調査 (徳島市木村家)
- 3月1日 予備監査
- 6日 法政大学中野ゼミ来館 (上月文書調査)
- 7日 資料紹介展示解説
- 9日 全国歴史史料保存利用機関連絡協議会協議会例会 (京都府立総合資料館)
- 10日 文書館だより第22号発行
- 11日 第2回文書館協議会
- 13日 古文書を読む会運営委員会
- 17日 本監査
- 18日 第3回県教委事務局職員等人権問題研修会 (県庁)
- 24日 資料調査 (小松島市蔵本家)
- 25日 兵庫県三原町文化財保護審議委員視察
- 26日 校誌交換会
- 26日 資料収集 (県庁総務課)
- 4月1日 新任転任職員着任
- 27日 第1回拡大課長会議
- 5月8日 第28回資料紹介展「写真で見る徳島の橋」(7月19日)
- 15日 第1回古文書講座 (初級) 開講式・「書簡を読む——徳川慶喜から筆子へ——」
- 20日 全国歴史史料保存利用機関連絡協議会研究研修委員会 (広島県立文書館)
- 21日 全国歴史史料保存利用機関連絡協議会役員会 (東京都)
- 22日 第1回全国歴史史料保存利用機関連絡協議会近畿部会総会 (大阪府ドーンセンター)
- 22日 第2回古文書講座 (初級) 「阿波の和本を読む1——阿波孝子伝——」
- 6月1日 職員レントゲン検診
- 3日 第16回都道府県・政令指定都市公文書館長会議 (4日 福井市)
- 4日 企画展資料調査 (県博)
- 5日 企画展資料調査 (松茂町歴史民俗資料館)
- 8日 第3回古文書講座 (初級) 「阿波の和本を読む2——阿波孝子伝——」
- 11日 徳島県博物館協議会総会・講演会
- 12日 企画展資料調査 (北島町三木カーデン資料館)
- 17日 古文書を読む会運営委員会
- 19日 文書館協議会
- 20日 第4回古文書講座 (初級) 「藩主の日記を読む1——蜂須賀重喜在府日記——」
- 26日 愛媛県重信町公民館館長・主事等視察
- 28日 鳴門教育大学学生来館 (博物館学研修)
- 30日 福島小学校出張授業
- 徳島県立文書館年報第7号発行

文書館の新たな試み アンケートとワークシート

阿部聡美

当館では、平成一六年四月二七日から七月一九日まで第二八回資料紹介展「写真で見る徳島の橋」(以下、橋展と記す)を開催しました。展示期間は通常より短かったにもかかわらず、来館者も多く大盛況でした。

主たる展示品の写真は、公文書・古文書等と並ぶ当館の重要な収集資料です。写真は文字とは違う視覚的情報を第三者に伝えるだけでなく、情景に込められた記憶・心情を呼び起こし、魅力的です。徳島の歴史や文化を次世代に正確にかつ分かりやすく継承することができる効果的な媒体でもあるので、今後も積極的に収集・保管に務めたいと考えております。

さて、当館では新たな取り組みとして①アンケートと②ワークシートを作成しました。

①当館は、平素、展示観覧者の皆様から生の声を聞く機会が少ないので、アンケートを展示室に設置した結果、多数の回答が寄せられました。

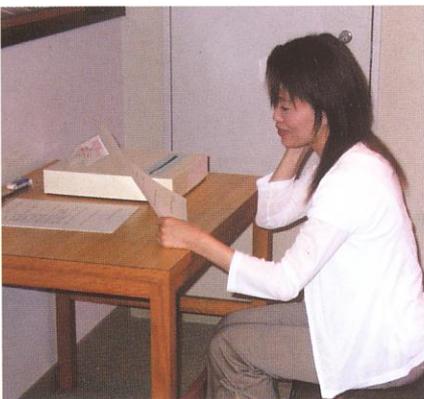
展示された橋の写真の人気投票の結果は、一位吉野川橋、二位新町橋が圧倒的に多く、橋の国・徳島での人気ぶりを実感せずにはいられません。また、来館者の約半数は高齢の方で、一部展示の字が小さく見にくいというご指摘を頂きました。次の「阿波の人情浄瑠璃」展では改善して、字を大きく見やすいように工夫をしております。

今後取り上げて欲しい展示のテーマは、「昔の人々の生活を感じる」ことができる衣食住」「道路や車などの交通」など具体的なものが多かったようです。他に純粋に「昔の徳島の様子がわかる写真をみたい」という要望もかなりありました。

②展示をより理解し興味関心を持つて頂くためにワークシートを作成しました。初級編の内容は写真の時代を知らない世代の人にもわかるようにQ&A形式で仕上げました。また、展示全体の解説や写真から総合的に判断していただく上級編も作成し、全問正解者には記念品を進呈しました。

最後になりましたが、この度多くの方々から頂いた建設的なご意見を今後文書館業務に反映していきたいと思っております。重ねてお礼申し上げます。

(文化推進員)



展示室に設置された記入コーナー

古文書の世界

つくられていく村の習俗や因習

～庄屋文書にその原型をみる～

松本 博

村びとたちの日常生活の規範や、村の習俗・因習などどこでどのようにして決められたり、また形づくられていくのであろうか。ここに紹介する庄屋文書をおして近世の「むら」でな

におこっていたかを垣間見てみよう。史料は本館所蔵の木内家文書『諸控』（キノウ00932）である。この『諸控』は、板野郡竹瀬村の庄屋・木内兵右衛門が年貢取納など庄屋としての職務を履行するために、また村の「秩序」（治安や生産・労働関係の維持など）を保つ必要から文字どおり村内の「諸々の出来事、村内の人びとに向けた村役人としての意思表示、また村びとからの願いごと・届けなどを控え」として書き留めたものである。したがってその内容は多岐にわたっており、しかも藩内どの村にもありえたであろう内容が記されている。ただ、この種の史料形式はとても珍しいと思われる。



木内家文書「諸控」

ここで具体的にとりあげるのは、この文書に付された「目録」に「棒木（野荒棒木）、建札（勸化合力其余建札）」と表示された部分である。「竹瀬村 役人」の名において村内の要所々々に建てられた「建札」は天保八年から明治三年ま

でのものが残されている。



「諸控」目録

注目すべきことは、凶作・飢饉の時期における「勸化・合力」（注参照）、「物もらい」、落ち「穂拾い」、「年貢不納者」の村への立ち入りを「無用」として退けているだけでなく、「芸者」、「遍路」、「人形廻し」、「相撲」、「浄瑠璃会」、さらに「乞喰」、「穢多」、「非人」の立ち入りが禁じられ、彼らが村社会から排除の対象とされていることである。この「建札」の内容は村の意思表示として受け止められたに違いない。また、それが引き継がれてきた（ゆく）ものであったとすれば、そこに差別的「習俗」や「因習（襲）」の原型が姿をあらわしているということになるであろう。共同体の中で形成されるこの習俗・因習が、やがて規範となり領主によって社会的に容認され秩序として編成されていたであろうことも想像に難くはない。この『諸控』に記録された内容は、さらに幅広い視点から分析し検討しゆく価値があるものと考えられる。以下史料中の【注】は『広辞苑』を参考とした。

○野荒シ棒木

天保八酉年 平吉墓所二建申候
野荒之者此柱二括附置訴出るもの也

竹瀬村

【野荒のあらし 田畑の作物などを荒らすこと】

○勸化合力断 建札

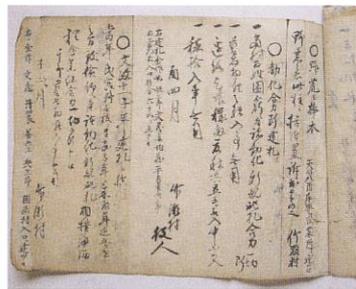
一、当村百姓困窮二付諸勸化新規配札合力一切断

一、芸者物囉之類入事無用

一、遍路乞喰穢多夏秋共立毛取入中不可入一、穂拾入事無用

西四月 竹瀬村 役人

右建札金作前 悦三郎 文蔵裏地藏 平吉裏兵三郎与三右衛門前入口 都合六ヶ所二立申候



【勸化Ⅱかんげ 仏事の建立・修復などのために、人びとに勧めて寄付を募ること。転じて、金品の寄付を勧めること。】

【合力Ⅱこうりよく 金品を施し与えること。また、その金品】

【立毛Ⅱたちげ 耕地に生育中の作物。】

○文政十一年建札之控

当年氏宮修覆二付当子年より来辰年迄五ヶ年之間致候約候条諸勸化新規配札相撲浄瑠璃会参仏合力一切御断申候

其外芸者物囉入事無用

子三月 竹瀬村

右八金作 文蔵 清四良 善兵衛 兵三郎 田添村入口二建申候

○慶応二寅年建札控

一、御年貢不納二付法躰惣髪執行人浪人芋囉始都而物囉当村へ入事無用

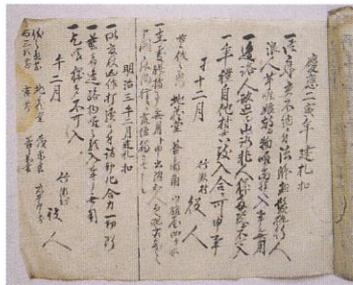
一、遍路人形廻シ山二路非人穢多決而不可入

一、年礼自他村共致入合二可申事

寅十二月 竹瀬村 役人

右八儀之丞門 地藏堂 善兵衛角 御旅屋四ヶ所

一、在処餅搗事無用ト申書附五人与へ配最寄々々申候様尚行キ二荒増触させ申候



【法躰（体）Ⅱほつたい 俗体に対して、仏門に入り剃髪・染衣した姿。僧体。】

【惣髪Ⅱ医師・浪人・神官などの髪型。額の月代（さかやき）を剃らず、全体の髪を伸ばし、これを束ねて結つたもの。】

【執行人Ⅱしゆぎょうにん 寺院で、上首として寺務を行う僧職にある人。または修行人（托鉢をして巡礼する人）か。】

【路は露に同じⅡあらわれる。】

【年礼Ⅱねんれい 年始の祝賀の礼。そのための訪問。】

【入合Ⅱいりあい いりあわすこと。】

○明治三年二月 建札控

一、昨夏秋凶作打続候二付諸勸化合力一切断
一、芸者遍路物囉之類入事無用
一、乞喰穢多不可入

午二月 竹瀬村 役人

儀之丞前 地藏堂 茂平裏 忠太郎前 与三郎前 宮前 善兵衛裏

（主任専門員）

各種講座・講演会のご案内

公文書保存・管理講座

募集は、県・市町村における公文書担当職員の方を対象とします。県立文書館における歴史的文化的価値を有する公文書の保存と管理の現状と、利用に関する基礎的知識を習得することにより、行政機関における文書管理に資することを目的として実施します。

◇講座定員 四十名程度
◇講座日程 十一月十五日(月)
午前十時から午後四時まで

◇申込締切 十一月五日(金)

【応募要領】

所定の「受講申込書」にて、徳島県立文書館公文書係までお申込み下さい。申込者多数の場合は、文書館で選考させていただきます。

歴史講座

古代から近・現代にいたる徳島の歴史に関する講義を聴き、徳島の歴史への理解を深めていただく講座です。

◇講座定員 七十名程度

◇申込締切 十月二十日(水)

◇講座日程・講師・テーマ

回数	期日	講師	テーマ
①	10/30(土)	神津武男	人形浄瑠璃・文楽―阿波淡路と大坂の人形浄瑠璃について―
②	11/13(土)	小林勝美	国指定阿波国分尼寺跡伽藍配置の再考
③	12/12(日)	佐藤 武	江戸時代末期の阿波における演劇の上演と受容の形態
④	1/29(土)	板東紀彦	徳島藩制確立期の諸問題について
⑤	2/26(土)	丁山俊彦	漂泊のポルトガル人 モラエス



【応募要領】

往復ハガキに①住所②氏名③電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古書係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

歴史講演会

文書館では、企画展あるいは資料紹介展に関係する歴史講演会を開催しています。今年は、特別企画展「阿波人形浄瑠璃」にあわせて、次の歴史講演会を行います。

◇演題 「阿波人形浄瑠璃物語」

◇講師 四国大学 大和武生 教授

◇期日

平成十六年十月三日(日)
午後二時より午後四時まで

◇場所 徳島県立二十一世紀館イベントホール

◇定員 二百名程度(先着順)

※すべて無料です。詳しくは徳島県立文書館まで御連絡ください。

文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは原則として行いません。

開館時間

○午前九時三十分～午後五時

休館日

○毎週月曜日

(祝祭日の場合は翌日)

○毎月第三木曜日

※平成十六年八月二日は開館します。

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇JR徳島駅から

徳島市営バス利用

約二十五分

◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩

約三十五分



◇ホームページアドレス◇ <http://www.archiv.comet.go.jp> (徳島県立文書館)

文書館だより

第23号

平成十六年九月十五日発行
編集兼発行 徳島県立文書館
〒七七〇―八〇七〇
徳島市八万町向寺山

印刷 文化の森総合公園内
文化の森総合公園内
TEL 〇八八 六六八―三七〇〇
ナカガワ・アド株式会社